

官民ファンドによる公的支援 に係る競争政策上の考え方

平成25年7月2日
公正取引委員会事務総局

官民ファンドによる公的支援に係る競争政策上の考え方

官民ファンドによる公的支援が競争に与える影響を最小限にするための4原則

(1) 補完性

民間の金融が健全に機能しない場合や、民間金融機関のみでは規模とリスクの兼合いから投資の経済合理性が見込めない場合などに限定するなど、支援はあくまで民間の金融機能を補完する役割にとどめることが望ましい。

(2) 比例(最小限)性

被支援事業者及びその競争事業者の競争への意欲に与える影響を可能な限り小さくとどめるよう、支援は目的を達成する上で必要最小限の方法(規模、手段、期間その他の条件)で行われることが望ましい。

(3) 中立・公平性

支援に当たっては、可能な限り経済合理性の観点に基づいた中立で公平な基準の下に支援対象事業者及び支援方法等を選択することが望ましい。

(4) 手続透明性

支援に係る情報は、以下の点に配慮して開示されることが望ましい。

- ①迅速性 ②情報へのアクセス容易性 ③支援内容と条件の詳細性

運用上のその他の留意点

- ・ ファンドによる支援が達成すべき目的をできる限り明確化することが必要である。
- ・ 個別事案の支援内容を決定するに当たっては、事案に応じた適切な対応が必要である。
- ・ 支援に当たっては、独占禁止法違反を惹起しないよう注意する必要がある。